

滋賀県希望が丘文化公園

『アクティブ団体』
募 集 中

登録随時

希望が丘文化公園で活動していただく団体を募集しています

CSR活動・社会貢献活動を公園内で実施

公園内での「青少年教育活動」「自然体験活動」「環境保全活動」

団体のホームページ等で公園を紹介・発信

駐車料金
免除

団体様を
広報

公園 HP で
発信

「希望が丘アクティブ団体」の募集について

〔アクティブ団体とは〕

- 希望が丘文化公園の公園内（一部公園外を含む）において、次に該当する活動を実施しようとする企業、法人もしくはグループで、当財団が認めたもの。（随時登録：年度内）

〔活動の内容〕（※活動にかかる留意事項）

※ 当財団がこれに協賛する活動等は含まない

（アクティブ団体が独自に実施しようとするものにかぎる）

※ 公園の施設を利用する場合は、アクティブ団体において定められたルールにより予約・申込等が必要なものとする

※ アクティブ団体の活動が有料（参加費・材料費を徴収するもの）か無料かは問わない（ただし、当該活動においての物品販売等の行為は認めない）

※ ボランティア保険等は、アクティブ団体において独自に対応する

※ 必要に応じて、アクティブ団体が当該活動のために当財団に協力をも求めたり、また、当財団の職員が協力・助力したりすることは可能とする

1 アクティブ団体のCSR活動・社会貢献活動で公園内において実施する活動(独自実施)

- (例)
- ・ 公園の自然を活用したビオトープ保全活動や生き物観察会、生き物調査
 - ・ 団体独自による公園内の清掃・草刈・森林保全（植樹など）等の取組
 - ・ 公園内での地産地消商品などの普及（その販売は行わない）

2 アクティブ団体が新たに企画し、広く参加者を集めて実施する公園内での「青少年教育活動」「自然体験活動」「環境保全活動」(独自実施)

- (例)
- ・ 広く参加者を集めて実施する、団体独自実施の青少年教育のためのイベント
 - ・ 広く参加者を集めて実施する、団体独自実施のキャンプ体験
 - ・ 広く参加者を集めて実施する、団体独自実施の森林保全活動

3 アクティブ団体が団体のホームページ等で公園を紹介・発信していただく広報活動

〔アクティブ団体への特典〕

- 1 当該活動実施（下見や準備、後片付け等を含む）のための来園時のアクティブ団体員の駐車場料金の免除（施設使用料等は免除しない）※事前に交付された当財団発行の許可証を入園時に提示すること
- 2 公園ホームページへのアクティブ団体名の記載・広報
- 3 当該活動の公園ホームページでの発信

【問合せ先】

(公財)滋賀県希望が丘文化公園 副公園長：田附／総務課長：市村

電話:077-586-2110 E-mail: info@kiboupark-shiga.or.jp